

火災予防上の命令を受けている対象物一覧

防火対象物の所在	旭川市豊岡14条8丁目14番地80ほか
防火対象物の名称	リサイクル&リペア生活館 倉庫センター
防火対象物の用途	消防法施行令別表第1 (4)項(物品販売店舗)
命令を受けた者	旭川市豊岡5条2丁目6番19号 株式会社ミツイコーポレーション 代表取締役 三井 隆儀
命令事項	<ol style="list-style-type: none">1 屋内消火栓設備について 平成29年9月29日までに、上記対象物の物販棟に、消防法令で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備を設置すること。2 自動火災報知設備について<ol style="list-style-type: none">(1) 平成29年7月29日までに、上記対象物の事務所棟全体に、消防法令で定める技術上の基準に従って自動火災報知設備を設置すること。(2) 平成29年7月29日までに、上記対象物の物販棟の一部について、消防法令で定める技術上の基準に適合するよう自動火災報知設備を改修すること。3 誘導灯について 平成29年6月29日までに、上記対象物の事務所棟の一部及び物販棟の全体に、消防法令で定める技術上の基準に従って誘導灯を設置すること。
命令発令日	平成29年5月29日
命令発令者	旭川市消防長